

<報道の自由>

岸井成格(きしいしげただ)、古館伊知郎(ふるたちいちろう)、国谷裕子(くにやひろこ)、と降板が相次ぐマスコミ界の現状は、安倍晋三政権批判と相関関係にあると思われます。



高橋利明弁護士呼びかけで、「報道の自由」を阻害しようとするマスコミ弾圧への顕著な表れだとし、4月27日岸井氏と弁護士20人程が会合を持ち、今後の活動方針についての会議(6月9日開催;議員会館にて16時30分より)を行うことが決定されました。私達市民も、司法関係者と共に一体となった「市民が目指す司法改革」の活動と同期し、共闘を通じて「安倍政権更迭」へのシナリオを構築し完遂させてまいりたいと考えております。

最優先課題としては、まず参議院選挙(6月23日公示・7月10日投開票予定)迄の間を「安倍政権更迭運動」に特化し、「報道の自由への権利」と共に「川内原発再稼働停止」「安保法制廃止(含:集団的自衛権行使非容認、特定秘密保護法廃止)」「沖縄辺野古移転阻止」という4項目を共同重点項目として市民運動を最大限に興隆させるのが第一義です。

概略的な行動指針は6月9日の第1回会合で方向性が示されることになります。

現段階では6月9日の会合から、10月に開催される定例の福井での「日本弁護士連合会総会」までの間に、関西での市民会合を立ち上げ、「報道の自由」を守る市民の意識を高揚・拡大し、自公民保守政党を瓦解させるべき戦術を継続展開することと相成りました。

※: TBSの報道番組「NEWS23」で、毎日新聞社特別編集委員の岸井成格(しげただ)さんが2016年3月25日深夜、アンカーとして最後の出演を迎え「世界も日本も歴史的な激動期に入った。何よりも真実を伝え、権力を監視するジャーナリズムの姿勢を貫くことがますます重要になってきている」と語った。

岸井さんは2013年4月に同番組のアンカーに就任。昨年9月、安全保障関連法案をめぐる「廃案に向けて声をずっと上げ続けるべきだ」と発言し、保守論客らの団体から「政治的に公平であることを定めた放送法に違反する」と批判された。

番組の顔だった膳場貴子アナウンサーもこの日で降板。「健全な批判精神を大切に、未来を考える材料を提供できたら、と取り組んできた」と話した。

—2016年3月26日;東京新聞—

※テレビ朝日「報道ステーション」の古舘伊知郎キャスター(61)が2016年3月31日の放送をもって降板することをテレ朝が発表。古舘氏から「現在の契約が終了する来年3月いっぱい出演を終わりたい」と申し入れがあったという。テレ朝側は慰留したが、最終的には「新しいジャンルに挑戦したい」との本人の意思を尊重したとしている。古舘氏は2004年4月、「ニュースステーション」の後番組として始まった同番組のメインキャスターを務め、今月23日での放送回数は2960回。プライムタイムの激戦区で平均視聴率13.2%(ビデオリサーチ調べ、関東地区)という高視聴率を取っていた。

※2016年4月7日;NHKの籾井勝人会長は7日の定例会見で、報道番組「クローズアップ現代」のキャスターだった国谷裕子さんが3月末で降板したことについて「国谷さんは20年以上やってこられた。放送時間の変更などもあって、前々から検討してきたこと」と述べ、政治的圧力による降板を否定した。

国谷さんの他、古舘伊知郎さん、岸井成格さんらベテランキャスターが今春相次いで降板したことにも触れ「同じタイミングだからいろいろ言われるが偶然だと思う。「軌を一にして」というふうに(報道が)つくられている」と語った。

—2016年4月7日;東京新聞—

※[2016年5月9日付けの毎日新聞;「経済プレミア」記事\(山田道子/毎日新聞紙面審査委員\)が書かれた記事より。](#)

国谷裕子氏自身が雑誌「世界」(岩波書店)に寄稿された言葉として「生放送における時間キープも当然キャスターの仕事であり私のミスだった」と書いた後、「**聞くべきことはきちんと角度を変えて繰り返し聞く、とりわけ批判的な側面からインタビューをし、そのことによって事実を浮かび上がらせる、それがフェアなインタビューではないだろうか**」と記されています。

※報道の自由に関して、毎日新聞は以下のような記事を掲載しました。

<国連>「報道の自由に脅威」 放送法改正勧告へ —2016年4月20日—

<記事全文>

国連人権理事会が任命した特別報告者(表現の自由担当)のデビッド・ケイ米カリフォルニア大アーバイン校教授が19日、訪日調査を終え「**日本の報道機関の独立性が深刻な脅威にさらされているこ**

とを憂慮する」として、放送法や特定秘密保護法の改正を求める声明を発表した。

表現の自由を担当する特別報告者の訪日調査は初めて。

日本政府への正式な勧告を来年発表する予定という。

ケイ氏は同日、東京・有楽町の日本外国特派員協会で離日を前に記者会見した。放送事業者に「政治的公平」を求めた放送法4条の規定を根拠に、高市早苗総務相が放送局の電波停止に繰り返し言及した問題について「大いに懸念を抱いている。4条を廃止すべきだ」と述べた。

日本は政府が放送免許を認可し、放送行政を監督していることに関し、政府ではなく独立行政機関が監督すべきだとの考えを示した。

特定秘密保護法を巡っては、特定秘密の定義があいまいで範囲が広がること、報道機関が萎縮する恐れがあることを挙げ「法を根本的に変えるべきだ」と語った。ヘイトスピーチ対策にも触れ、まずは雇用や住居に関する人種差別を禁止する法制定を急ぐべきで、ヘイトスピーチの定義があいまいなまま規制すれば表現の自由に悪影響を及ぼす可能性がある」と指摘した。【青島頭】

<海外での報道としてガーディアン紙が掲載している記事>

<Japan's prime minister, Shinzo Abe, was said to be angered by criticism of his government.

Photograph: Yuya Shino/Reuters.Justin McCurry in Tokyo

Wednesday 17 February 2016 06.00 GMT>

<日本の首相;安倍晋三は自らの政府批判に対して怒る>

古館伊知郎(ふるたちいちろう)、国谷裕子(くにやひろこ)、岸井成格(きしいしげただ)、という3人のニュースキャスターが時を同じくして(2016年3月末)テレビ番組から降格された。彼らが外連味(けれんみ)なく、日本でのカウンターパートとして表現することができたのも、運命的なことだとも言える。

彼らの担当番組からの急な降板は、ただのプロ・ニュースキャスターとしての市民への利益損失というだけでなく、不寛容な姿勢を際立たせる首相;安倍晋三と彼の支持者によって、マスメディアにおける反対意見の取り締まり強化の一環として実施されたという事実である。

つい先週も、総務大臣;高市早苗は、各報道機関へ明確なメッセージを送った。

「繰り返しの警告にもかかわらず、政治的報道の“公平性”を示すことができなかった放送局は、放送網の使用禁止の措置をとることもありうる」と。

日本は独自の放送法を制定していて、それに基づき総務大臣は、「政治的中立性を維持していない放送を停止することが出来る」としている。(放送法第4条;同174条=下記参考)

「これは放送事業者に対する脅迫以外のなにものでもない」

「【高市さん】発言は法律の明白な誤解を表す以外の何物でもない。私たちは彼女が速やかに彼女の発言を撤回することを求める」と商業放送労働組合連合会会長は声明で述べている。

最も印象的だったのは、国谷裕子(クローズアップ現代、公共放送 NHK の時事問題担当のベテランキャスター)が、「安全保障法制」について官房長官;菅義偉への質問の中で、台本無しの問いかけ

をし、番組が彼の話の途中で終わったことでした。このことは事後に自民党内を刺激し、安倍を憤慨させました。メディア幹部との秘密の夕食時において、この「クローズアップ現代」の放送に安倍晋三は自分の感情を顕にし興奮していたとある幹部は証言しています。

<この文章以降はガーディアンの手法として、イギリスと日本の各専門家の意見を掲載していますが、ここでは省略させて戴きます>

※放送法;第四条

放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 二 政治的に公平であること
- 三 報道は事実をまげないですること
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

放送法;第七十四条

総務大臣は、放送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

◆今回の3ニュースキャスターに関する大まかな概要は以上ですが、私達市民は「報道の自由」が意味する民主主義の原点に立ち返る必要があるように思えます。

放送法と憲法との関係に於いても、相反する解釈が成り立ち、「放送法第4条は放送業界に対して自主的な努力を求めた倫理規定であり、政府からの干渉などは受け付けない」とするマスコミ側(サンケイは除く)。

これに対し、政権側は「憲法に定める“言論の自由”とはあくまでも個人的人権を守るものとしての範疇であり、公的な機関としての立場にある報道関係法人にまでおよぶものではない。放送法として態々(わざわざ)規定しているのは、国家運営と延(ひ)いては国民に安寧を保障するための遵守規定である」と主張する。

確かに「言論の自由」と「報道の自由」とは似て非なるものであると言えます。しかしこの根幹となる倫理は、施政者の独断専行を諫(いさ)め、近代に於けるヒトラーやスターリンの専制政治を阻止しうる最後の砦となるという意味においては同一線上にあるものです。上記のマスコミ側と安倍政権側との反目しあう議論は、両自由論の根幹にある民主主義の本質(市民の参加)を見失った論議であり、自己保全を最優先に考えるということに鑑みれば、如何に両者共に立脚点が間違った立ち位置にいるかという点で、痛み分けと言わざるを得ません。

この本質からみれば、「報道の自由」とは人類の未来社会においても、永続的に死守されなければならない黄金律であり、人間の理性と知性の集積がもたらした永遠の哲理であるとも言えるでしょう。安倍政権が言葉巧みに押し通そうとする論理は、時の政権のみに有効に働く論理であり、市民から見れば「全く受容出来ない倫理観」と言わざるを得ません。

▲安倍政権が3年の年月をかけて築いてきたもの＝すなわち「国家安全保障局(日本版 NSC)」「特定秘密保護法」「集団的自衛権」、そして「安全保障法制」＝という一連の流れは、日本という国家を一施政者の意のままに誘導し得る国家体制へと導くものだったということは一目瞭然です。

私たちは未来に向けて責任を背負って生きています。日本国内だけではなく、世界全体に対してもです。先進国として評価されている日本が、国際平和のための一翼を担っていることも、私たちは忘れてはなりません。

「市民が目指す司法改革」の本意はここにあります。立法府と行政府の市民が不在となっている一方的な施政態度を監視し、歯止めを掛けうるのは現体制下では司法府の毅然とした法の遵守であり、市民による民主主義体制を保持しうる社会的機構としての司法を再興して行くことだと言えるのではないのでしょうか。

私たちは今3人の優れたジャーナリストを失いかけていますが、彼らは「報道の自由」の真の意味を捉える機会を、私たちに投げかけてくれているのではないのでしょうか。市民全体が意識を高め、「報道の自由」「言論の自由」「民主主義の真理」「政治の在るべき姿」そして私たちの生きている意味までも、再考を促されているような気がしてなりません。

NGO市民プラットフォームジャパン 笹岡 哲
2016年5月10日

<現在展開中のキャンペーン等一覧>

<市民が目指す司法改革キャンペーン>

<https://goo.gl/Hsm1Ne>

<映画；日独裁判官物語；Youtube版>

<https://youtu.be/FLbp39nxlw4>

<原子力公益通報；キャンペーン>

<http://goo.gl/oZyN6M>

<【映像記録キャンペーン】福島3号核爆発>

<https://goo.gl/ji6Wlh>

<特定秘密保護法廃止>

<http://goo.gl/m11Zng>

<集団的自衛権廃止>

<https://goo.gl/HZ71gY>

<福島3号核爆発；Youtube版>

<https://goo.gl/ZDE46T>

NGO市民プラットフォームジャパン

ホームページ：21世紀：市民の道標

<http://sonegoronet.jimdo.com>

ホームページ：NGO市民プラットフォームジャパン

<http://www.sonegoro.jimdo.com>

市民の皆さまからの連絡用メールアドレス

sonegoro@gmail.com